

## 第三者行為による被害の届出について

交通事故等、第三者の行為によって被害（傷病）を受けたとき、治療に必要な医療費は本来保険証は使用できず加害者が支払う損害賠償金に含まれるものです。しかし当組合では、被保険者の救済措置の観点から、必要な場合には加害者と示談が結ばれるまでの間一時的に立替払いを行います。その場合、組合では立て替えた医療費を後日加害者から返還していただきます。その請求を行う為、保険証を使用して第三者行為による傷病の治療を受けた場合は、必ず組合まで届け出ていただくようお願いをしております。また、組合の了承なく示談を結ぶと、保険給付が受けられなくなる場合がありますので、示談は慎重に行ってください。（損害賠償権の一部を放棄した場合や、また後遺症など後から治療が必要になった場合、保険給付が受けられないことがあります。）

下記では【第三者の行為による被害の届出】について、手順・書き方等ご説明いたします。ご一読ください。

### 第三者の行為による被害を受けたら（手続きの流れ）

- ①加害者の確認をします。  
（加害者氏名、住所、連絡先、車のナンバー、運転免許証、車検証、自賠責・任意保険等）
- ②交通事故の場合は警察に届け出ます。その後、自動車運転安全センターから**事故証明書（人身事故）**を受け取ってください。
- ③可能な限り早めに組合へ連絡をお願いいたします。
- ④組合から届出書類を送付します。
- ⑤ご記入の上、被害届出書類を揃え、折り返し組合までご提出をお願いいたします。

### お届けに必要な書類 8 枚（記入のポイント）

#### 1. 交通事故証明書（人身事故）

交通事故によって被害を受けたときは必ず警察に届け出て、警察署等に備え付けの申請書にて自動車運転安全センターへ事故証明書の交付申請を行ってください。（物損事故の場合は治療費の請求が行えない場合がありますので、傷病を被ったときは必ず人身事故の届出を行ってください。）組合提出はコピーでも可能です。

#### 2. 事故発生状況報告書

事故車や当事者情報、事故が発生したときの状況を出来るだけ詳しく記入してください。略図には図内右側に記載されている記号を使用し、事故当時の状況を図示してください。報告書下部には記入日記載の上、被害者のご署名又は記名ご捺印をお願いいたします。

#### 3. 第三者の行為による被害届

被害者情報（組合員）、加害者情報、加害自動車保険情報を詳しく記入し、被害届下部に

記入日記載の上、組合員本人によるご署名をお願いいたします。またマイナンバーの記入も必要となります。

#### **4. 誓約書**

組合立替分の治療費を加害者側に請求するため必要な書類です。記入日と被害者のご署名・ご捺印、にあわせて加害者側（通常、保険会社の方で記入）のご署名・ご捺印が必要となります。損害賠償を行ってくださる保険会社に依頼してください。

#### **5. 念書**

第三者行為による傷病について保険証を使用して治療を受けた場合、その保険使用分の治療費を加害者側に請求することを被保険者（被害者）様にご確認していただくための書類です。事故発生年月日、事故現場住所、加害者氏名、被害者氏名をご記入ください。また、下部に記入日と被害者様によるご署名・ご捺印をお願いいたします。

#### **6. 同意書**

加害者側に、保険使用分の損害賠償請求を行うため、病院から組合宛に届く診療報酬明細書（治療にかかる費用の内訳明細のようなもの）等を請求資料として提出することに同意をしていただく為の書類です。下部の署名欄に被害者様のご署名又は記名ご捺印をお願いいたします。

#### **7. 本人確認用届出書**

こちらに組合員としてご登録をいただいている方の写真付身分証明書コピーを添付してください。また被害を受けた方が組合員のご家族の場合は、その方の写真付身分証明書コピーも添付してください。

#### **8. 傷病原因報告書**

事故の概要を記載してください。記入日と、組合員本人のご署名をお願いいたします。

#### **9. 人身事故証明書入手不能理由書（交通事故証明書が取得できない場合）**

交通事故証明書が出ない・物損事故の場合に添付をお願いします。加害者側のご署名・ご捺印が必要となります。

届出に必要な書類は以上 9 点です。ご署名・ご捺印等漏れのないようご確認をお願いいたします。

ご準備でき次第、組合までご返送をお願いいたします。また平成 28 年 1 月 1 日より各種ご申請・届出には本人確認・個人番号記載が必要となります。7.につきましては身元確認書類・個人番号確認書類のコピー添付をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら組合までお問合せください。  
東京芸能人国民健康保険組合（土日祝日を除く平日 9：30～17：00）  
TEL：03-5379-0611 FAX：03-5379-0613